

資料2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第171号の概要

件名	意見陳述の音声記録不開示の件（諮問第183号）		
請求情報概要	特定日に異議申立人が行った意見陳述の音声記録（以下「本件情報」という。）		
請求年月日	平成26年11月5日	決定年月日	平成26年11月19日
決定内容	不開示	実施機関	神奈川県代表監査委員
不開示部分	本件情報すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第5号ただし書ウ		
不開示理由	条例第2条第5号ただし書ウに定める文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録に該当するため、行政文書に該当しない。		
異議申立年月日	平成26年11月28日	異議申立ての趣旨	特定日に不服申立人が行った意見陳述記録の音声記録の開示を求める。
異議申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件開示請求当時、本件情報に係る翻訳は行われておらず、本件情報は唯一の行政情報である。 2 条例第2条第5号ただし書ウを根拠としているが、同規定に規定する「実施機関の定めるもの」を特定していないのであるから、理由不備である。 		
諮問年月日	平成26年12月5日		
審査会の結論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（本件情報の「行政文書」該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第2条第5号本文は、行政文書について、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」との旨を規定した上で、同号ただし書では、アからウまでに掲げるものは除くとしている。 2 神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程（以下「施行規程」という。）第2条本文は、「条例第2条第5号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。」として、同条第1号において、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定している。 3 監査事務局における監査請求事案に関する一般的な方法では、音声記録は、陳述記録作成の補助として用いることとなっている。 4 当審査会において確認したところ、本件情報から本件陳述の記録が文書として作成されていることが認められた。 よって、本件情報は、施行規程第2条第1号に規定する会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録に該当し、条例第2条第5号ただし書ウに該当するため、行政文書に該当しないと判断する。 5 したがって、本件情報は条例第2条第6号に該当せず、保有個人情報に該当しないと判断する。 		
答申年月日	平成27年7月15日（答申第171号）		

個人情報保護審査会答申第172号の概要

件名	県立学校への転任に係る選考結果等一部不開示の件（諮問第184号）		
請求情報概要	特定日に行われた特定年度の県立学校への転任に係る選考における、異議申立人に関する個人面接評定票（以下「別表1」という。）及び転任受験者の判定結果（以下「別表2」という。）		
請求年月日	平成27年2月6日	決定年月日	平成27年3月11日 平成27年5月14日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教職員人事課）
不開示部分	別表1の面接員氏名（以下「A」という。）、評定（以下「B」という。）、総合評定（以下「C」という。）、評定項目（様式を含む）（以下「DからJまで」という。）、個人評定（以下「K」という。）、根拠となる理由（以下「L」という。）及び総合評定の根拠となる理由（以下「M」という。）。 別表2の評価A（以下「N」という。）、評価B（以下「O」という。）、評価総合（以下「P」という。）、タイトル行の5つの項目（以下「Q」という。）、それらの項目についての請求者の情報（以下「R」という。）及び面接コメント（以下「S」という。）。		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
不開示理由	<p>○ B、C、K及びNからPまでについて B、C及びKは、転任を成立させるかどうかの評価と人事管理に関するものである。開示することにより、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、正当に評価をすることができなくなるおそれがある。 転任希望者には、人事異動内示前に転任の成立可否の結果を伝えているが、B、C及びKを伝えた場合、仮にその評定が低ければ、当該職員の士気の低下を招く危険性があり、任命権者である県教育委員会として望ましくない。逆に、面接員が職員の士気低下をおそれて低い評価をためらうと、当該職員が自身への真の評価を知ることができず、かえってその後の人事管理に支障を生じる可能性がある。 なお、N及びOは別表1のBを、またPは同Cを転記したものである。</p> <p>○ DからJまでについて これらの情報は、転任を成立させるかどうかの評価に係るものであるとともに、面接の詳細な評価基準等であり、開示することにより、評価の方法等の一部を転任希望者が知り得てしまう。これを知り得た転任希望者が、面接の受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなり、選考における面接本来の目的が失われる可能性もある。さらに、転任については、転任成立枠の多寡など、人事異動特有の事情に左右される面もあるにもかかわらず、面接の各項目を偏重しているかのような誤解を招く危険性もある。</p> <p>○ L、M及びSについて これらの情報は、転任を成立させるかどうかの評価と人事管理に関するものである。上記（1）の理由に加えて、面接員は、面接後の短時間で記載をしなければならないので、開示が前提となると、記載にも時間がかかり、面接運営にも支障をきたすおそれがある。 なお、Sは、別表1のMからの抜粋である。</p> <p>○ Q及びRについて これらの情報は、転任を成立させるかどうかの判断に際しての参考情報と人事管理に関するものである。 部分的に選考基準を伝えると、上記（2）でも述べたとおり、転任については、転任成立枠の多寡など、人事異動特有の事情に左右される面もあるにもかかわらず、選考内容に誤解を招く危険性がある。</p> <p>○ その他 異議申立人の論理からすると、「公正な人事」を行うために、異動前と同一校種で、所属校が変わる「異動」についても、その異動の理由について情報を開示すべきものとなる。 人事異動が様々な要素を勘案して行っていること及び人事異動の件数が膨大な数にのぼることに鑑み、このような主張は現実的なものではなく、転任をはじめ、様々な人事異動について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>		

異議申立 年 月 日	平成27年 3 月26日	異議申立て の 趣 旨	BからSの不開示処分の取消しを求める。
異議申立て の 理 由	情報を開示することによって人事管理に著しい支障が出るとまでは考えられない。また、「公正な人事」を行うためには、情報を開示したほうが望ましいと考える。		
諮 問 年 月 日	平成27年 4 月 7 日（収受）		
審 査 会 の 論 結 論	別表1のD、E及びHを開示すべきである。		
審 査 会 の 論 判 断 理 由	<p>1 条例第20条第2項第3号該当性について</p> <p>(1) B、C、K及びNからPまでは、転任を成立させるかどうかの評価に関する情報であり、開示することにより、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>(2) L、M及びSは、転任を成立させるかどうかの評価に関する情報であり、面接員は、面接後の短時間で記載をしなければならないので、開示が前提となると、記載にも時間がかかり、面接運営にも支障をきたすおそれがあるなど、開示することにより、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>(3) DからJまでについて</p> <p>ア D、E及びHについて、実施機関は、開示することにより、これを知り得た転任希望者が、面接の受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなり、選考における面接本来の目的が失われる可能性もあり、また、転任について面接の各項目を偏重しているかのような誤解をまねくおそれがある、と説明する。</p> <p>しかし、当審査会が個人面接評定票を確認したところ、D、E及びHは一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものであり、また、通常、転任について面接のみで決定されるとは考えられないと思料されることから、開示しても、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第3号に該当しないと判断する。</p> <p>イ F及びIは、開示することにより、これを知り得た転任希望者が、面接の受験技術に基づいた対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなり、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>ウ G及びJは、開示することにより、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>(4) Q及びRは、開示することにより、転任については、転任成立枠の多寡など、人事異動特有の事情に左右される面もあるにもかかわらず、選考内容に誤解を招く危険性があると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第20条第2項第5号該当性について</p> <p>(1) B、C、F、G及びIからSまでは、前記1(1)、(2)、(3)イ、同ウ及び(4)で述べたとおり、条例第20条第2項第3号に該当するので、同条第5号の該当性について判断す</p>		

	<p>るまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(2) D、E及びHは、一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものであり、また、通常、転任について面接のみで決定されるとは考えられないと思料されることから、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。</p>
答 申 年 月 日	平成27年11月12日（答申第172号）

個人情報保護審査会答申第173号の概要

件名	特定行政機関の職員とのトラブルに係る通報記録一部不開示の件（諮問第185号）		
請求情報概要	警察本部長は、本件請求に対して、特定の警察署が作成した110番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）を請求に該当する保有個人情報が記載された文書として特定した。		
請求年月日	平成27年3月26日	決定年月日	平成27年4月1日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示部分	1 警部補以下の警察官の氏名及び印影 2 通報場所、通報者及び通報内容 3 関係者の生年月日及び年齢		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号・第5号		
不開示理由	1 審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。 2 事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがある。		
審査請求年月日	平成26年4月21日	審査請求の趣旨	一部不開示とした決定のうち、通報内容（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした決定の取消しを求める。
審査請求の理由	1 本件決定通知書の中で、請求者以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められると書かれているが、本通報は、行政に係る公務上の公人が行ったことであり、私人の通報ではないので開示すべきである。 通報内容が第三者に明らかになったとしても、通報は公然性を有した事実であり、通報は必要に迫られたものであるから、その通報内容を第三者が知ることになった場合も、通報者に新たな心理的な負担を生じることはない。 2 本件決定通知書の中で110番通報を受理する事務の適正な遂行に支障を及ぼすと書いてあるが、本件事案については、通報者は私人ではなく、公人であり、公人が公務上において執行した行為は、それが正当・不当を問わず、市民の知る権利の対象となるべきものであり、その当事者である私は、そのときの公人の公務上の行為全般について、全てを知る権利を有する。したがって、開示をすることによって支障を及ぼすおそれなど考えられない。		
諮問年月日	平成27年5月13日		
審査会の結論	実施機関が、審査請求人に係る110番事案措置票を一部不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <p>1 110番事案措置票の通報内容は、通報者等の氏名、住所等と合わせて開示される場合のほか、通報内容に、通報事案に係る通報者等と当事者との関係等が記載され、通報者等の特定に結びつく情報が記載されている場合には、その通報内容が第三者に開示されると当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある情報であるものと認められる。 したがって、110番事案措置票の通報内容が、条例第20条第2項第1号に該当するか判断するためには、記載された情報の内容や通報に係る事案の性質によって、個別の判断が必要とされる。</p> <p>2 当審査会において、本件不開示情報の内容を確認したところ、受理者が通報者等から聴取した本件事案の概要等が簡易に記載されているのみであり、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、条例第20条第2項第1号に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第20条第2項第5号該当性について）</p> <p>1 実施機関は、本件不開示情報は、これを開示すると、110番通報を受理する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると説明している。</p>		

	<p>2 本号は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報を定めたものであり、請求者に開示することにより当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは開示しないことができる旨を定めている。</p> <p>3 通報者等は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、自らがどのような立場であるかに関わらず、またそれが断片的・不確定な情報である場合であっても、誰もがためらうことなく110番通報を行うことができ、これを受理した警察が、通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があると認められる。</p> <p>本件不開示情報が通報者等以外の第三者に明らかになるとすると、信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障をきたすおそれがあると認められる。</p> <p>4 審査請求人は、公人が公務上において執行した行為については、市民の知る権利の対象となるべきと主張しているが、通報をためらうようになるおそれがあるという点において、通報者等の身分によって違いがあるとは認められないことから、開示することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。</p> <p>したがって、本件不開示情報は、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成28年2月10日（答申第173号）</p>